

# 養護老人ホームの現状や課題及び契約入所に関するQ&A

(令和2年12月25日現在)

## 養護老人ホームの現状や課題に関して

### 1. 【養護老人ホームの有効利活用について】

問1 特定財源より一般財源化された平成18年以降において、いわゆる措置控えと表現される状況が見受けられ、定員を満たすことができず空床数が増加するといった事態となっている施設も少なくない。慢性的な空床状態でありながら、市区町村の入所判定委員会の開催が数ヶ月に1回で要入所時期と合わないとするケースも散見され、福祉事務所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等々に周知・啓発していくことが、養護老人ホームの有効的な利活用につながると考えているがいかがか。

(答) 養護老人ホームの運営については市町村に権限及び財源も移譲されております。この点、入所判定委員会の実施如何も市町村の予算が必要となります。このため、本会からも厚生労働省等に適切な措置制度の運用を働きかけるとともに、各施設、都道府県等老協から都道府県・市区町村行政担当者にも認識いただけるよう、制度理解の促進に努めていただければと存じます。

なお、厚生労働省が発出した「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」(令和元年7月2日老高発0702第1号、以下「契約通知」という。)においても、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、都道府県・指定都市・中核市へ促しています。

### 2. 【措置費改定について】

問2 ここ数年措置費の改定が行われていないことや、措置実施機関である市区町村によるいわゆる措置控えの状況、さらに人件費や物価の上昇等により施設運営が厳しい状態にある。措置費の改定に関して、市町村が行うことを把握していない行政担当者も全国的に散見されることから、国や都道府県が積極的に指針等を示していただきたい。

(答) ご指摘のとおり、養護老人ホームの運営については市区町村に権限及び財源が移譲されております。これらは地方分権改革を端緒に進められてきた経緯があり、自治体に委ねられた裁量を超えて、国が自治体に対して強制力を持ち、指導できる仕組みではそもそもないことに留意が必要です。

しかしながら、平素より定例で開催されている全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議など都道府県に対して説明を行う会合等においても、引き続き、養護老人ホームに関する情報提供や周知に努めていただくよう、本会としても厚生労働省に対して制度理解や現場の窮状を伝えて参ります。同様に、各都道府県・指定都市単位でも積極的に意見交換の機会をもつなど、対応については協調していく動きを進めていただければと存じます。

**「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」(令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知、以下「契約通知」という。)に関して**

**1. 【措置の縮小の懸念について】**

問1 契約入所を実施していくにあたって、措置実施機関である市区町村が本来措置の対象となる方を措置せずに容易に契約入所につなげ、各市区町村が80%の稼働率で十分であるとみなし、本来措置されるべき者が恣意的にその利用を妨げられることが懸念される。

(答) ご指摘のご懸念も考えられます。また、一般財源として活用できる財源も、措置入所を行っていかねば過去の被措置者数に応じて予算上制限されていくことにつながることから、適切に措置入所につなげていくことが肝要と考えます。また、令和元年7月2日付にて発出されている契約通知では、定員に対して20%の範囲内であれば契約により入所が可能であることを明確化しつつも、入所措置すべき者の適切な把握や、入所判定委員会の定期的な開催などを市区町村等に求めています。

本会としても厚生労働省に対して措置制度の適切な運用に努めて参りますが、各施設から市区町村、市区町村議会議員への理解の促進を促す他、各地区の老施協等の組織を通じ、措置入所を促すため、関係機関等への働きかけを進めていただくことが必要と考えられます。

問2 令和元年7月2日に発出された契約通知は、契約入所を推し進める内容なのか。

(答) 契約通知は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第24号)により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)によって掲げている地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されていることから、契約入所の取扱いが示されているものです。

また、昨今の高齢者を取り巻く状況から、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになる一方で、養護老人ホームの措置状況において、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用を市町村等に求めています。

こうしたことから、本通知の趣旨は、契約入所を積極的に推進するものではなく、あくまでも措置入所が前提にあり、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、収容の余力がある場合に限って居住に課題を抱える者への活用を促すことにあると考えられます。

なお、厚生労働省より発出された「養護老人ホームにおける契約入所に関するQ&Aについて」(令和2年3月30日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)の問2においても、同様の趣旨が示されております。

## 2. 【契約内容等について】

問3 養護老人ホームにおける契約入所において、入所後様々なトラブルの発生やまたその回避を考慮し、契約書を作成し契約の締結をと考えているが、契約書と併せて重要事項説明書（利用料金等含む）等契約にかかる書類は、法人・施設独自で作成することによいか。

また、その作成時に参考となるひな型（様式）を示していただきたい。

（答） 本契約入所は、措置ではなく契約に基づくものです。従って、貴見のとおり契約にかかる書類は、法人・施設で作成することで差し支えありません。また、参考となるひな型（様式）に関しては、本会による「養護老人ホームの契約入所に関する契約書のひな型等の情報提供について」（下記URL）をご参照ください。

URL：<https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=19358&type=contents&subkey=325774>

問4 利用料金の設定に関しては、この度の通知にあるように「契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。」という内容であるが、契約入所者の負担金が高額になる場合、本来の養護老人ホームの役割に対して矛盾が生じることを鑑みると、自施設の措置費と同額若しくは同額を超えない範囲での設定と考えられるがそれでよいか。

また、利用料金設定の参考となる事例等を示していただきたい。

（答） 契約内容や利用料金等は他の契約施設（軽費老人ホーム・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅等々）と同様に、施設が所在する地域の実情に合わせて、法人・施設にて個別に設定することで差し支えありません（厚生労働省老健局高齢者支援課より確認）。従いまして、貴見のとおり自施設の措置費（月額）と同額若しくは同額を超えない範囲で設定することも差し支えありません。参考となる事例等に関しては、本会による「養護老人ホームの契約入所に関する契約書のひな型等の情報提供について」（下記URL）をご参照ください。

URL：<https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=19358&type=contents&subkey=325774>

問5 契約の対象は本人であると考えられるが、身元引受人がいない場合はどうか。

（答） 貴見のとおり契約者は本人となります。但し、本人の判断能力が不十分な場合は、身元保証人や成年後見制度の利活用も考えられます。

加えて、社会福祉施設という役割を踏まえれば、他の高齢者福祉施設と同様、身元保証人等がないことをもって入所・宿泊を拒否することは望ましくないため、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、連帯保証（個人根保証）等に関しては、令和2年4月施行の民法改正の内容にもご留意ください。

### 3. 【介護保険制度のサービス利用について】

問6 契約入所での入所者は、介護保険サービスは利用できるのか。また、個別契約型・特定施設（一般型、外部サービス利用型）の類型にて差異はあるのか。

(答) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第11項においては、「この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第二十一項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。」とされています。

また、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十五条によると、

第十五条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 養護老人ホーム
- 二 軽費老人ホーム

とされており（地域密着型特定施設入居者生活介護についても29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームが対象（介護保険法第八条第21項））。当該法律および省令においては、養護老人ホームであれば特定施設入居者生活介護の指定申請を受けることが可能であることがわかります。

契約により入所した者が介護保険サービスを利用できるか否かについては、現在の措置入所者と同様の取扱いと考えられます。一般型特定施設か外部サービス利用型特定施設の違いについても、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」における差異であって、いずれも上記の「特定施設」としての指定を養護老人ホームがうけられる以上、受けられるものと考えられます。すなわち、外部サービス特定施設としての利用や、一般型特定施設入居者生活介護の利用、他の法人等が提供する介護サービスを契約して利用することも可能です。

問7 契約入所による入所者が介護保険サービスを利用する際、住所地特例が適用されることはあるか。

(答) 介護保険法第13条においては、「住所地特例対象施設」として「養護老人ホーム」が規定されており、この養護老人ホームについては「当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。」とされていますが、上記の「養護老人ホーム」のほかに「住所地特例対象施設」として「特定施設」も規定されており、「特定施設」として「養護老人ホーム」が位置付けられていることから、契約入所者の場合であっても住所地特例の対象と捉えるものです。

#### 4. 【利用料が未払いになった場合の救済措置（措置替え）等について】

問8 契約入所後、自己負担額を支払えなくなった場合、施設所在地市区町村での措置がないと、その者の行き先がなくなると考えられるが、利用料が未払になった場合、措置替え等の救済措置はあるのか。

(答) 施設所在地市区町村による措置は、住民票がその施設所在地市区町村に所在している（または住民票をその施設所在地市区町村へ転出する）ということが前提となります。ただし、契約入所では、住民票がその施設所在地市区町村に所在しているとは限りませんが、利用料が未払いになった場合に、猶予等もなくただちに契約を解除して施設から退去してもらうことは社会福祉施設であることを踏まえれば、望ましいことではありません。

令和元年7月2日付の「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取り組み」（厚生労働省老健局高齢者支援課長通知老高発 0702 第1号）においては、「養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること」とあり、契約入所における市区町村の関わりは、対象となる者の把握や養護老人ホームへの仲介、入所後の状況把握等になることが想定されますが、その対象者が高齢者である場合には、契約入所に至った経緯や契約入所期間中の生活状況も措置要件にある「環境上の事由」に該当するものと考えられるため、経済的要因に該当すれば入所判定委員会への進言など、措置替え等の救済措置については市区町村と協議すべきと考えます。対象者が高齢者でない場合には、関係の支援機関に繋ぐなどの対応を図ることが肝要です。

#### 5. 【契約入所の事業について】

問9 契約入所にかかる収入は「その他の事業収入」に計上するという取扱いで差し支えないか。また、定款変更や他の経理区分等への計上の必要はないという考えでよいか。

(答) 貴見のとおりです。本契約入所は財産処分に該当しないことから、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内で行うものであり、新たな事業として定款への記載は不要と考えられます。ただし、その規模や状況など、必要に応じて法人の運営規程等に記載することが適切と考えられます。

## 6. 【課税について】

問10 消費税等、発生しないか。

(答) 社会福祉事業における法人税事業税の取扱いについて、前提として法人税法上の「収益事業」は社会福祉法上定義されている「収益事業」とは異なります。法人税法上の収益事業は、特掲事業34種であり、次のものを指します。

1. 物品販売業
2. 不動産販売業
3. 金銭貸付業
4. 物品貸付業
5. 不動産貸付業
6. 製造業
7. 通信業
8. 運送業
9. 倉庫業
10. 請負業
11. 印刷業
12. 出版業
13. 写真業
14. 席貸業
15. 旅館業
16. 料理店業その他の飲食業
17. 周旋業
18. 代理業
19. 仲立業
20. 問屋業
21. 鉱業
22. 土石採取業
23. 浴場業
24. 理容業
25. 美容業
26. 興行業
27. 遊技所業
28. 遊覧所業
29. 医療保険業
30. 技芸の教授
31. 駐車場業
32. 信用保証業
33. 無体財産権提供業
34. 労働者派遣業

養護老人ホームについては、措置入所が行政からの委託としての性質を有することから「10. 請負業」であり、事業としては法人税法上の収益事業に該当します。当時、この第10号では、「国又は地方公共団体の事務処理委託で実費であるものを除く。」とされており、社会福祉事業は国からの機関委任事務の委託であったことや、措置委託に係る措置費は実費であると説明されていたことから、当該除外規定に当たる措置委託事業は収益事業の請負業から除外されていました。したがって、現在の養護老人ホームは法人税法上収益事業には該当しますが、非課税となっております。

この点、令和元年7月2日付通知による養護老人ホーム自体の財産処分が求められていない契約入所に関しては、養護老人ホームの事業の一環として行われるものであることを想定しており、法人税法上も非課税として扱われるものと考えられます。

他方で、契約入所について養護老人ホームと一体的な事業ではなく、あえて社会福祉法上、収益事業とみて実施することも想定されます。この場合は、上記7月2日付通知における住宅要配慮者等の制約に縛られることはありませんが、当然、現在の社会福祉法における収益事業として取り扱う事業と同様、法人税課税とみることとなります。

また、消費税法基本通達第6章第7節社会福祉事業等関係6-7-5は、「法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。」とされており、ハにおいて、「老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業」と規定されています。

当該「養護老人ホーム」の記載においては、契約入所か措置入所であるかを区分していないことを踏まえれば、非課税取引として取り扱うものと考えられます。関連して、特定施設及び外部サービス利用型特定施設についても消費税非課税取引であり、転嫁できない消費税分については、介護報酬に含まれているとの理解にたっています。

## 7. 【契約入所の周知について】

問1 1 養護老人ホームにおける契約入所が都道府県及び措置実施機関に周知浸透されておらず、それ故にローカル・ルール（パーソナル・ルール）が懸念される。国から都道府県、都道府県から市区町村に通達、もしくは国から直接市区町村へ周知浸透するよう配慮をお願いしたい。

(答) 本会としても厚生労働省を通じて各自治体等への情報提供を積極的に行っていただくよう働きかけて参ります。独自の判断基準や、行き過ぎた指導であると考えられる場合には、全国老協までお寄せください。加えて各施設や各地域老協等を通じて、市区町村、都道府県等にも積極的に照会をかけ、措置制度に対する認識と注意喚起を各行政担当者に働きかけていただくよう、お願いいたします。

## 8. 【その他】

問1 2 多床室だが措置入所者と契約入所者と相部屋でも良いか。

(答) 貴見のとおり差し支えないと考えられます。また、契約入所者は契約によって金額を設定することが可能であることから、契約書において多床室の利用料を別の価格帯として設定することも差し支えないと考えられます。